

表彰規程運用方針

平成 20 年 10 月 11 日 制 定

平成 22 年 5 月 23 日 一部改定

第 1 条 一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）「表彰に関する規程」に基づく表彰に関しては、この運用方針に定めるところによる。

（功勞表彰）

第 2 条 表彰規程 3 条第 1 項 1 号に該当する人とは、別表第 1 に基づき別表第 2 の基準ポイントを満たし、かつ、満 60 歳以上の者とする。

（学術表彰）

第 3 条 表彰規程 3 条第 2 項に該当する人とは、別表第 2 の基準ポイントを満たした者とする。

（中島表彰）

第 4 条 表彰規程 3 条第 3 項に該当する人とは、別表第 3 に基づき別表第 2 の基準ポイントを満たし、かつ、満 60 歳以上の者とする。

（審査請求）

第 5 条 表彰規程第 6 条第 2 項の書面とは、当法人指定の功績調書および履歴書とする。

（その他の表彰）

第 6 条 その他、特に必要とする表彰にあつては委員会に諮り会長が実施する。

第 7 条 北海道社会貢献賞の推薦は、満 60 歳以上で「北海道社会貢献賞推薦基準」に照らし、別表第 1、別表第 3 に基づき 12 ポイント以上の者とする。

第 8 条 基準ポイントに満たなくとも、近時のポイントであり、功績が対象者と同程度と認められる場合は審査対象にできるものとする。

別表第 1

役 職	年間ポイント
当法人会長	5
当法人副会長	4
当法人監事、支部長	3
当法人常務理事、副支部長、支部監事	2
支部理事	1

別表第 2

表 彰 の 種 類	基準ポイント
功 勞 賞	30
学 術 賞	20
中 島 賞	14
勤 行 賞	—

別表第 3

学術発表・講師など	ポイント
論文発表（第 3 条 2 項 1 号）	5
研究発表（第 3 条 2 項 2 号）	2
講演・技術指導（第 3 条 2 項 3 号）	4
支部における講演・技術指導（第 3 条 3 項 2 号）	2
支部における研究発表（第 3 条 3 項 2 号）	1

附則

- この運用方針を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- この運用方針は平成 21 年 1 月 1 日より施行する。
- この運用方針は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 22 年 11 月 1 日）から施行する。

〔参考〕「北海道社会貢献賞推薦基準」抜粋

1. 推薦基準

- 永年、技術の改善向上に努め、医療の推進に尽力し、その功績が顕著な者
- 永年、地域住民の保健衛生確保に尽力し、その功績が顕著な者

2. 基準例

- 研究対応の業績があること。
- 業務の改善に具体的な事例があること。
- 会の要職にあつて、後輩の育成に貢献していること。
- 会の要職にあつて、会の発展に貢献していること。

3. 従事年数

20 年以上（公務員であった期間は除く）